半期報告書

(第11期中) 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日

株式会社ソフトフロント

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

(941584)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	 1
第1 企業の概況	 1
1. 主要な経営指標等の推移	 1
2. 事業の内容	 2
3. 関係会社の状況	 2
4. 従業員の状況	 2
第 2 事業の状況	 3
1. 業績等の概要	 3
2. 生産、受注及び販売の状況	 5
3. 対処すべき課題	 6
4. 経営上の重要な契約等	 6
5. 研究開発活動	 6
第3 設備の状況	 7
1. 主要な設備の状況	 7
2. 設備の新設、除却等の計画	 7
第4 提出会社の状況	 8
1. 株式等の状況	 8
(1)株式の総数等	 8
(2)新株予約権等の状況	 8
(3) ライツプランの内容	 13
(4)発行済株式総数、資本金等の状況 …	 13
(5) 大株主の状況	 13
(6) 議決権の状況	 14
2. 株価の推移	14
3. 役員の状況	 14
第5 経理の状況	 15
中間財務諸表等	16
(1)中間財務諸表	16
(2) その他	 31
第6 提出会社の参考情報	 32
第二部 提出会社の保証会社等の情報	 33

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第11期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社ソフトフロント

【英訳名】 Softfront

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 阪口 克彦

【本店の所在の場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

【電話番号】 代表 011(623)1001

【事務連絡者氏名】 取締役財務・管理統括担当 佐藤 健太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間		自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日
提出会社の経営指標等						
売上高	(千円)	260, 238	407, 754	301, 876	537, 470	961, 970
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△116, 791	△45, 329	△118, 930	△246, 875	44, 750
中間(当期)純損失(△)又は 当期純利益	(千円)	△117, 894	△46, 049	△98, 180	△249, 425	42, 271
持分法を適用した場合の投 資損益	(千円)	922	_	_	△2, 936	_
資本金	(千円)	2, 652, 554	2, 717, 248	2, 742, 915	2, 716, 141	2, 723, 254
発行済株式総数	(株)	84, 531	85, 750	86, 272	85, 714	85, 872
純資産額	(千円)	1, 397, 420	1, 348, 390	1, 398, 307	1, 393, 061	1, 453, 563
総資産額	(千円)	1, 560, 156	1, 519, 343	1, 514, 669	1, 527, 497	1, 644, 753
1株当たり純資産額	(円)	16, 531. 45	15, 724. 67	16, 208. 13	16, 252. 44	16, 927. 09
1株当たり中間(当期)純損 失(△)又は1株当たり当期 純利益	(円)	△1, 430. 22	△537. 16	△1, 139. 57	△2, 978. 46	492.78
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)	_	_	-	-	490. 45
1株当たり配当額	(円)	_	-	_	-	_
自己資本比率	(%)	89. 6	88. 7	92. 3	91. 2	88. 4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△96, 877	△60, 563	61, 887	△204, 150	8, 512
投資活動によるキャッシ ュ・フロー	(千円)	△37, 414	△178, 215	△45, 587	△101, 270	△228, 068
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	556, 702	△16, 379	23, 599	650, 411	△26, 731
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	(千円)	1, 179, 675	847, 063	895, 821	1, 102, 224	855, 941
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	48 (0)	53 (1)	65 (1)	53 (0)	55 (1)

- (注)1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 持分法を適用した場合の投資損益については、第10期中、第10期及び第11期中は当社には関連会社がないため、記載しておりません。なお、第9期において当社の関連会社であった株式会社フラグシップは、平成18年2月2日を払込期日とする第三者割当増資を実施しており、これに伴い、当社が所有する議決権比率が20.0%から13.0%に低下したため、同日付で同社は当社の関連会社に該当しなくなっております。
 - 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第9期中、第9期、第10期中及び第11期中においては潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失を計上しているため、記載しておりません。

4. 第10期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成 17年12月9日)を適用しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従 業 員 数 (名)	65(1)名
-------------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、()内には、臨時雇用者の当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、輸出の好調と設備投資の増勢等により上昇基調にあるものの、サブプライム問題等、米国経済の減速も懸念され、景況感については楽観できない状況となっております。

そのような環境下、通信業界におきましては、国際標準化機関ITU-T(International Telecommunication Union-Telecommunication Standardization Sector)を中心に検討を進めている次世代基幹ネットワークNGN (Next Generation Network)に関しては、平成18年12月にNTT社によるNGNフィールドトライアルが開始され、平成20年3月以降には商用化サービスが開始される見込みがあり、市場の関心も高まっております。さらに、携帯電話各社の3.5G高速データ通信サービスの提供開始や、無線通信総会(ITU-R)がWiMAXをIMT-2000の1つとして正式に勧告したことによる、ブロードバンド無線サービスの広がり、固定(Fixed)電話と携帯(Mobile)電話を融合(Convergence)させる「Fixed Mobile Convergence(FMC)」の展開等、通信業界の動向は活発であり、今後は市場拡大に向けて注目が集まると共に、競争が激化すると思われます。

このような市場環境の中、当社は「当社のSIP技術をデファクトスタンダードにする」、「ライセンスビジネスを成功させる」という2つの目標を達成すべく、5ヵ年計画「第1次Excellent Company構想」の下に事業活動を進めており、特に平成20年3月期においては、フェーズ1の最終年度の目標である「ライセンスビジネスの基礎固め」を確実なものとする重要な年として、さらなる売上拡大・利益拡大を図り、売上規模拡大のための、"受託開発の効率化"、"重要案件の横展開"、"大型案件へのリソースの集中"及び"ライセンス販売比率を高める営業活動"に重点的に取り組んでおります。

これらの活動において、特にNGNの商用化に向けての取り組みとしては、さらに高まると見込まれる高品質な音 声/ビデオアプリケーションのニーズへの対応等、市場の伸びが期待されるNGNやIMS(IP Multimedia Subsystem)に 関する先進的なネットワーク構築や携帯電話等を含む様々な端末機器開発等の分野において、製品実用化に向けた 事業活動を積極的に展開してまいりました。

これらの施策を推進する中、当社の当中間会計期間の業績は、売上高301,876千円、営業損失119,271千円、経常損失118,930千円、中間純損失98,180千円となりました。

売上高につきましては、受託開発案件の減少、および納品時期が見込みより遅れ下半期にずれ込んでいる状況により、301,876千円(前年同期比26.0%減)と前年同期実績を105,878千円下回る結果となりました。売上原価につきましては、外注費の削減等により前年同期を81,331千円下回る118,063千円(前年同期比40.8%減)となり、売上総利益につきましては、183,813千円(前年同期比11.8%減)と前年同期実績を24,546千円下回りました。

販売費及び一般管理費につきましては、人員の増加等により、303,084千円(前年同期比20.0%増)となりました。営業損失につきましては、119,271千円(前年同期は44,189千円の営業損失)を計上しております。

経常損失につきましては、受取利息等の営業外収益が1,115千円(前年同期比1163.4%増)、営業外費用が774千円(前年同期比36.9%減)となり、118,930千円(前年同期は45,329千円の経常損失)を計上いたしました。

また、投資有価証券売却益20,000千円を含む特別利益22,010千円(前年同期比4392.7%増)、特別損失に50千円(前年同期はなし)を計上したことから、税引前中間純損失は96,970千円(前年同期は44,839千円の税引前中間純損失)となりました。

中間純損失につきましては、法人税等を1,210千円計上したため、98,180千円(前年同期は46,049千円の中間純損失)を計上いたしました。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、営業活動による資金の獲得61,887千円、投資活動による資金の消費45,587千円、財務活動による資金の獲得23,599千円等により、前事業年度末に比べ、39,879千円増加し、895,821千円(前事業年度末比4.7%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は61,887千円(前年同期は60,563千円の消費)となりました。これは主に、税引前中間純損失を96,970千円計上したこと、仕入債務が33,762千円減少したこと、売上債権が192,603千円減少したこと、減価償却費を37,083千円計上したことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果消費された資金は45,587千円(前年同期は178,215千円の消費)となりました。これは主に、投資有価証券の売却による収入40,000千円、無形固定資産の取得による支出84,769千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は23,599千円(前年同期は16,379千円の消費)となりました。これは、新株引受権及び新株予約権の行使に伴う新株発行による収入39,229千円と長期借入金の返済による支出15,630千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当中間会計期間の生産実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前中間会計 (自 平成18年 区 分 至 平成18年		(自 平成19	会計期間 9年4月1日 9年9月30日)	増	減
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ソフトウエア販売	35, 689	17.9	45, 399	38. 5	9, 710	27. 2
受託開発	163, 705	82.1	72, 663	61.5	△91, 041	△55. 6
合計	199, 394	100. 0	118, 063	100. 0	△81, 331	△40.8

- (注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. ソフトウエア販売の金額は、ソフトウエア提供のための製造原価を記載しております。

(2)受注状況

当中間会計期間の受注状況を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		増減	
	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
ソフトウエア販売	105, 023	18, 415	151, 307	55, 532	46, 283	37, 117
受託開発	386, 678	86, 257	237, 401	120, 728	△149, 276	34, 470
合計	491, 701	104, 673	388, 708	176, 261	△102, 993	71, 588

(注)金額には、消費税等は含まれておりません。

(3)販売実績

当中間会計期間の販売実績を主要販売形態別に示すと次のとおりであります。

区分	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		(自 平成18年4月1日 (自 平成19年4月1日		増	減
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	増減率(%)
ソフトウエア販売	101, 403	24. 9	155, 989	51.7	54, 586	53.8
受託開発	306, 351	75. 1	145, 886	48.3	△160, 464	△52. 4
合計	407, 754	100.0	301, 876	100. 0	△105, 878	△26. 0

- (注)1. 金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先		会計期間 年4月1日 年9月30日)			
	金額(千円) 割 合(%)		金額(千円)	割 合(%)	
株式会社オーネスト	103, 230	25.3	53, 605	17.8	
株式会社ケイ・オプティコ ム	43, 921	10.8	28, 840	9. 6	

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社は、平成15年2月よりこれまでのビジネスモデルを転換し、通信機器メーカーや家電メーカー、SIerへ当社 SIPミドルウエアを販売する「SIPパートナープログラム」を開始いたしました。これに伴い、当社の研究開発活動 につきましても、この「SIPパートナープログラム」の永続的発展に必要なSIPミドルウエアに関連したテーマに特化し展開してまいりました。

当中間会計期間における主な状況は、以下のとおりであります。

(1)SIPプロトコルの機能強化

当社の中心的技術と捉えるSIPは、第3世代携帯電話の新たなネットワーク技術であるIMSに採用され、更には ITU-Tを中心に検討が行われている次世代ネットワークNGNでも採用が決定するなど、日々拡張が進む技術であります。当社SIPミドルウエア製品の商品価値を維持・向上するために、これら最新のSIP関連規格への対応と機能拡張を行っております。

(2)IP電話運用監視技術の開発

IP電話の普及に伴い、通信事業者のIP電話設備は複雑さを増してきており、運用・保守に関わる技術が重要となっております。

当社では、通信事業者のIP電話設備内にて自律的に通信監視、音質監視を行う技術と、サーバーソフトウェアの開発を行い、IP電話運用監視ソリューションの強化を行っております。

(3)SIPの規格調査と互換性向上

SIP製品を実際に開発するためには、IETF(Internet Engineering Task Force)が定める1つの規格だけではなく、関連する多くの規格について理解し、対応する必要があります。当社では、数名の研究スタッフがこれらの規格の最新状況を常にウォッチし、必要に応じて当社の研究開発の成果に反映させていく活動を行っております。これらの最新規格調査の活動で発生した通信規格の翻訳文献につきましては、業界内における当社ブランドカの向上とSIP技術の普及促進のため、当社Webページ等でその成果を公開しております。

また、機器と機器を繋ぐSIPでは、他社のSIP関連製品等との相互接続性が非常に重要となります。当社は、国内の通信機器メーカーや通信事業者が集まるVoIP推進協議会において、相互接続試験関連分科会のリーダーを務める他、VoIP/SIP相互接続検証タスクフォース等の業界団体における活動を行い、当社SIPミドルウエアの相互接続性向上による品質的優位性の維持に努めております。

以上の、SIP関連技術に関する研究開発につきましては、今後も当社の重要な研究開発テーマとして継続していく予定であります。

これらの研究開発活動の結果、当中間会計期間において30,710千円の研究開発費を計上しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に策定した重要な設備の新設、除却等に関する計画はなく、また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画もありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

- (1)【株式の総数等】
 - ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	324, 400
計	324, 400

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86, 272	86, 272	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・ マーケットー「ヘラクレ ス」)	_
計	86, 272	86, 272	_	_

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出までの新株引受権及び新株予約権の権利 行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。 (平成12年11月16日臨時株主総会決議)

(十)以12年11月10日臨时怀土秘云仏硪/		
	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	-	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	177(注) 1	一(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,500(注)3	107,500(注)3
新株予約権の行使期間	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成14年12月1日から 平成19年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 107,500 資本組入額 53,750	発行価格 107,500 資本組入額 53,750
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	_	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	_	_

②旧商法第280条ノ19及び新事業創出促進法第11条の5第2項の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成13年6月27日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	_	_
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	292(注) 1	292(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	125,000(注)3	125,000(注)3
新株予約権の行使期間	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成15年8月1日から 平成20年7月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 125,000 資本組入額 62,500	発行価格 125,000 資本組入額 62,500
新株予約権の行使の条件	(注) 2	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 2	(注) 2
代用払込みに関する事項	-	_
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-	_

- (注)1. 「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じております。
 - 2. ①から②のストックオプションについての行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)対象者のうち、取締役及び従業員のうちの執行役員は、会社の株式が店頭市場に登録された後又は会社の株式が日本国内もしくは外国の証券取引所に上場された後1年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。その他の従業員は、店頭登録後又は上場後2年間を経過した場合に限り、新株引受権を行使することができる。
 - (2)対象者のうち、取締役及び従業員(執行役員を含む)は、新株引受権の行使時において、当社の取締役又は 従業員であることを要する。
 - (3)前項にかかわらず、対象者のうち取締役及び従業員(執行役員を含む)は、取締役もしくは従業員の地位を喪失した場合であっても、以下の各号に定める事由に基づく場合には本新株引受権を行使することができるものとする。
 - (イ) 対象者である取締役が当社定款中の「取締役の任期」に関する定めに基づき退任した場合
 - (ロ) 対象者である従業員が就業規則中の「定年」の定めに基づき退職した場合
 - (4)新株引受権の譲渡、質入その他一切の処分は認められないものとする。
 - (5)対象者の相続人は本新株引受権を行使することができないものとする。
 - 3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により発行価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとしております。ただし、調整後発行価額が額面を下回る場合、発行価額は額面価額としております。

調整後発行価額=調整前発行価額	V	1	
<u> </u>	^	分割・併合の比率	

③旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成16年6月19日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)		
新株予約権の数(個)	145(注) 1	145(注) 1		
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	580(注) 2	580(注) 2		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	61,522(注)3	61,522(注)3		
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで	平成18年7月1日から 平成23年6月30日まで		
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 61,522(注)4 資本組入額 30,761(注)4	発行価格 61,522(注)4 資本組入額 30,761(注)4		
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5		
代用払込みに関する事項	-	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	_	_		

- (注)1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の 新株予約権の数及び権利行使された新株予約権の数を減じております。
 - 2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数及び権利行使された新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

- 4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。
- 5. 「新株予約権の行使の条件」及び「新株予約権の譲渡に関する事項」は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、又は従業員であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
- ④旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に関する事項は、次のとおりであります。

(平成17年6月25日定時株主総会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)		
新株予約権の数(個)	3,972(注)1	3,972(注)1		
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	_	_		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,972(注)2	3,972(注)2		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174,000(注)3	174,000(注)3		
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで	平成19年8月1日から 平成24年7月31日まで		
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本組 入額(円)	発行価格 174,000(注)4 資本組入額 87,000(注)4	発行価格 174,000(注)4 資本組入額 87,000(注)4		
新株予約権の行使の条件	(注) 5	(注) 5		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	(注) 5		
代用払込みに関する事項	_	_		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項	-	_		

- (注)1. 「新株予約権の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株 予約権の数を減じております。
 - 2. 「新株予約権の目的となる株式の数」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)「新株予約権の目的となる株式の数」は、株主総会決議における発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
 - (2)当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端株については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3. 「新株予約権の行使時の払込金額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

(2)時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権及び新株予約権の権利行使又は自己株式移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社が保有する普通株式にかかる 自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式 数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設 分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

- 4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。
 - (2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。ただし、(注)2及び(注)3によって調整が行われることがある。
- 5. 行使の条件及び譲渡に関する事項は次のとおりであります。
 - (1)新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員等であることを要する。
 - (2)前項にかかわらず、任期満了により退任した取締役についてはこの限りではない。
 - (3)新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人はこれを行使することができないものとする。
 - (4)その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
 - (5)新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年4月1日~ 平成19年9月30日	400	86, 272	19, 660	2, 742, 915	19, 660	2, 525, 075

(注)新株引受権及び新株予約権の行使による増加であります。

(5)【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
村田 利文	札幌市中央区	8. 91	
小川 武重	横浜市青葉区	2, 035	2. 35
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2丁目4番6号	2, 002	2. 32
株式会社キャピタルバンク	横浜市青葉区美しが丘3丁目17-5	1, 630	1.88
長屋 正宏	大阪府吹田市	1, 432	1. 65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	906	1.05
SBIイー・トレード証券株式会社(自己融資口)	東京都港区六本木1丁目6-1	834	0. 96
今泉 清	埼玉県入間郡毛呂山町	632	0.73
有限会社小川	横浜市青葉区美しが丘3丁目17-5	551	0.63
新井 謙太郎	群馬県高崎市	537	0.62
計	_	18, 251	21. 15

(注)上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数906株は信託業務に係るものであります。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成19年9月30日現在

			1 /9(10 0 / 100 1 / 20 1	
区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内 容	
無議決権株式	_	_	_	
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_	
議決権制限株式(その他)	_	_	_	
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_	
完全議決権株式(その他)	普通株式 86,272	86, 272	_	
単元未満株式	_	_	_	
発行済株式総数	86, 272	_	_	
総株主の議決権	_	86, 272	_	

②【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	所有者の住所 自己名義所有 株式数(株) 他人名義所有 株式数(株)		所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)	
_	_	_	_	_	_	
計	_	_	_	_	-	

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	120, 000	133, 000	111, 000	114, 000	98,800	81, 000
最低(円)	99, 000	98, 900	98, 900	92, 700	71, 100	50, 700

⁽注)最高・最低株価は、大阪証券取引所へラクレスにおけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	研究開発担当 兼BD事業部部長	取締役	研究開発担当	佐藤和紀	平成19年11月1日

第5【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成11年大蔵省令第24号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

- (1)【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】

			間会計期間末 18年9月30日		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金		847, 063			895, 821			855, 941		
2. 売掛金		301, 934			188, 460			381, 063		
3. たな卸資産		881			927			722		
4. その他		21, 817			25, 246			22, 197		
貸倒引当金		△645			△599			△1, 452		
流動資産合計			1, 171, 051	77. 1		1, 109, 856	73. 3		1, 258, 472	76. 5
Ⅱ 固定資産										
1. 有形固定資産	₩1	26, 288			24, 459			25, 097		
2. 無形固定資産										
(1)ソフトウエア		90, 966			158, 846			123, 400		
(2)その他		5, 082			6,013			6, 304		
無形固定資産合 計		96, 049			164, 860			129, 704		
3. 投資その他の 資産										
(1)投資有価証券		173, 951			167, 552			181, 506		
(2)株主に対する 長期貸付金		5, 780			-			3, 740		
(3)差入保証金		46, 097			46, 097			46, 097		
(4)その他		150			1,850			150		
貸倒引当金		△25			$\triangle 5$			△15		
投資その他の資 産合計		225, 953			215, 493			231, 478		
固定資産合計			348, 291	22. 9		404, 813	26. 7		386, 280	23. 5
資産合計			1, 519, 343	100.0		1, 514, 669	100. 0		1, 644, 753	100.0
				ĺ						

			間会計期間末 18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)											
I 流動負債											
1. 営業未払金		59, 617			30, 785			64, 548			
2. 一年以内返済予 定の長期借入金		37, 660			11, 145			21, 545			
3. 製品保証引当金		1,871			5, 545			6, 693			
4. その他	※ 2	34, 553			37, 624			64, 354			
流動負債合計			133, 702	8.8		85, 100	5.6		157, 141	9.5	
Ⅱ 固定負債											
1. 長期借入金		37, 250			26, 105			31, 335			
2. 繰延税金負債		-			5, 156			2,714			
固定負債合計			37, 250	2. 5		31, 261	2. 1		34, 049	2. 1	
負債合計			170, 952	11. 3		116, 362	7. 7		191, 190	11.6	
(純資産の部)											
I 株主資本											
1. 資本金			2, 717, 248	178. 8		2, 742, 915	181. 1		2, 723, 254	165. 6	
2. 資本剰余金											
(1)資本準備金		2, 499, 408			2, 525, 075			2, 505, 414			
資本剰余金合計			2, 499, 408	164. 5		2, 525, 075	166. 7		2, 505, 414	152. 3	
3. 利益剰余金											
(1)利益剰余金											
繰越利益剰余 金		△3, 867, 429			△3, 877, 289			△3, 779, 108			
利益剰余金合計			△3, 867, 429	△254. 5		△3, 877, 289	△256. 0		△3, 779, 108	△229.8	
株主資本合計			1, 349, 227	88. 8		1, 390, 700	91.8		1, 449, 559	88. 1	
Ⅱ 評価・換算差額等											
1. その他有価証券 評価差額金			△836	△0.1		7, 607	0.5		4, 003	0.3	
評価・換算差額等合 計			△836	△0.1		7, 607	0.5		4, 003	0.3	
純資産合計			1, 348, 390	88. 7		1, 398, 307	92.3		1, 453, 563	88. 4	
負債純資産合計			1, 519, 343	100.0		1, 514, 669	100.0		1, 644, 753	100.0	

②【中間損益計算書】

	②【中间慎益訂昇音】										
			前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
	区分	注記 番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
I	売上高			407, 754	100. 0		301, 876	100. 0		961, 970	100.0
П	売上原価			199, 394	48. 9		118, 063	39. 1		406, 338	42. 2
	売上総利益			208, 360	51.1		183, 813	60. 9		555, 632	57.8
Ш	販売費及び一般管 理費			252, 549	61.9		303, 084	100. 4		509, 536	53. 0
	営業利益又は営 業損失(△)			△44, 189	△10.8		△119, 271	△39. 5		46, 095	4.8
IV	営業外収益	※ 1		88	0.0		1, 115	0.4		659	0. 1
V	営業外費用	※ 2		1, 228	0.3		774	0.3		2, 004	0.2
	経常利益又は経 常損失(△)			△45, 329	△11.1		△118, 930	△39. 4		44, 750	4. 7
VI	特別利益	※ 3		489	0.1		22, 010	7. 3		-	-
VII	特別損失			-	_		50	0.0		59	0.1
	税引前中間純損 失(\triangle)又は税引 前当期純利益			△44, 839	△11.0		△96, 970	△32. 1		44, 691	4.6
	法人税、住民税 及び事業税		1, 210			1, 210			2, 420		
	法人税等調整額		-	1, 210	0.3	-	1, 210	0.4	-	2, 420	0.2
	中間純損失(△) 又は当期純利益			△46, 049	△11.3		△98, 180	△32. 5		42, 271	4. 4

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本									
		資本剰	削余金	利益乗						
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		株主資本合計				
		貝平平佣並	頁个制示弦百司	繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
平成18年3月31日 残高	2, 716, 141	2, 498, 301	2, 498, 301	△3, 821, 380	△3, 821, 380	1, 393, 061				
中間会計期間中の変動額										
新株の発行	1, 107	1, 107	1, 107		-	2, 214				
中間純損失			-	△46, 049	△46, 049	△46, 049				
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			ı		-	-				
中間会計期間中の変動額合計	1, 107	1, 107	1, 107	△46, 049	△46, 049	△43, 834				
平成18年9月30日 残高	2, 717, 248	2, 499, 408	2, 499, 408	△3, 867, 429	△3, 867, 429	1, 349, 227				

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高	_	-	1, 393, 061
中間会計期間中の変動額			
新株の発行		-	2, 214
中間純損失		-	△46, 049
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	△836	△836	△836
中間会計期間中の変動額合計	△836	△836	△44, 671
平成18年9月30日 残高	△836	△836	1, 348, 390

(単位:千円)

						(十一元・111)
		株主資本				
		資本剰	削余金	利益剰	割余金	
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
			繰越利益剰余金	州盆料示宝百 司		
平成19年3月31日 残高	2, 723, 254	2, 505, 414	2, 505, 414	△3, 779, 108	△3, 779, 108	1, 449, 559
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	19,660	19, 660	19, 660		-	39, 321
中間純損失			-	△98, 180	△98, 180	△98, 180
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)			-		-	1
中間会計期間中の変動額合計	19,660	19, 660	19, 660	△98, 180	△98, 180	△58, 859
平成19年9月30日 残高	2, 742, 915	2, 525, 075	2, 525, 075	△3, 877, 289	△3,877,289	1, 390, 700

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成19年3月31日 残高	4,003	4, 003	1, 453, 563
中間会計期間中の変動額			
新株の発行		-	39, 321
中間純損失		-	△98, 180
株主資本以外の項目の中間会 計期間中の変動額(純額)	3, 603	3, 603	3, 603
中間会計期間中の変動額合計	3, 603	3, 603	△55, 255
平成19年9月30日 残高	7, 607	7, 607	1, 398, 307

(単位:千円)

	株主	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計		
			貝平利示並日司	貝平利亦並口司		繰越利益剰余金	利益料赤金百司	
平成18年3月31日 残高	2, 716, 141	2, 498, 301	2, 498, 301	△3, 821, 380	△3, 821, 380	1, 393, 061		
事業年度中の変動額								
新株の発行	7, 113	7, 113	7, 113		_	14, 226		
当期純利益			-	42, 271	42, 271	42, 271		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)			-		-	-		
事業年度中の変動額合計	7, 113	7, 113	7, 113	42, 271	42, 271	56, 497		
平成19年3月31日 残高	2, 723, 254	2, 505, 414	2, 505, 414	△3, 779, 108	△3, 779, 108	1, 449, 559		

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	純資産合計
平成18年3月31日 残高	_	-	1, 393, 061
事業年度中の変動額			
新株の発行		_	14, 226
当期純利益		-	42, 271
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	4,003	4, 003	4, 003
事業年度中の変動額合計	4,003	4, 003	60, 501
平成19年3月31日 残高	4,003	4, 003	1, 453, 563

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税引前中間純損失(△)又 は税引前当期純利益		△44, 839	△96, 970	44, 691
減価償却費		38, 443	37, 083	73, 888
貸倒引当金の増減額 (△:減少)		△489	△862	307
製品保証引当金の増減額 (△:減少)		-	$\triangle 1, 147$	6, 693
受取利息及び受取配当金		△10	△837	△463
支払利息		920	319	1, 539
株式交付費		308	92	368
固定資産除却損		-	50	59
投資有価証券売却益		-	△20,000	-
売上債権の増減額 (△:増加)		$\triangle 108, 439$	192, 603	△187, 568
たな卸資産の増減額 (△:増加)		416	△205	576
仕入債務の増減額 (△:減少)		41, 141	△33, 762	46, 072
未払消費税等の増減額 (△:減少)		7, 761	△19, 787	19, 466
その他		7, 415	7, 216	6, 242
小計		△57, 371	63, 792	11, 872
利息及び配当金の受取額		10	837	463
利息の支払額		△782	△322	△1, 404
法人税等の支払額		△2, 420	△2, 420	△2, 420
営業活動による キャッシュ・フロー		$\triangle 60,563$	61,887	8, 512
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得によ る支出		△278	△2,857	△1, 013
無形固定資産の取得によ る支出		△24, 508	△84, 769	△76, 346
投資有価証券の取得によ る支出		△154, 788	-	△154, 788
投資有価証券の売却によ る収入		_	40,000	-
貸付金の回収による収 入		1, 360	2, 040	4, 080
投資活動による キャッシュ・フロー		△178, 215	△45, 587	△228, 068

			前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
Ш	財務活動による キャッシュ・フロー				
	長期借入金の返済による 支出		$\triangle 18,545$	$\triangle 15,630$	$\triangle 40,575$
	株式の発行による収入		2, 165	39, 229	13, 843
	財務活動による キャッシュ・フロー		△16, 379	23, 599	△26, 731
IV	現金及び現金同等物に係る 換算差額		△3	△20	4
V	現金及び現金同等物の増減 額(△:減少)		△255, 161	39, 879	△246, 283
VI	現金及び現金同等物の期首 残高		1, 102, 224	855, 941	1, 102, 224
VII	現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	※ 1	847, 063	895, 821	855, 941

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

中间的榜的衣作成员	基本となる重要な事項		
項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価 方法	(1)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券 は、中間決算日直物為替相 場により円貨に換算し、換 算差額は評価差額として処 理しております。また評価 差額は全部純資産直入法に より処理しております。) (2)たな卸資産	(1)その他有価証券 同 左(2)たな卸資産	(1)その他有価証券 時価のないもの 総平均法による原価法 (外貨建その他有価証券 は、決算日直物為替相場によ り円貨に換算し、換算差額は 評価差額として処理しており ます。また評価差額は全部純 資産直入法により処理してお ります。) (2)たな卸資産
	商品、原材料 総平均法による原価法 貯蔵品 先入先出法による原価法	同 左	同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 8年~18年 工具器具備品 5年~8年	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。 建物 8年~18年 工具器具備品 5年~8年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間 会計期間より、平成19年4月1日 以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく 減価償却の方法に変更しております。 これによる営業損失、経常損失 及び税引前中間純損失に与える影響は軽微であります。	(1)有形固定資産 同 左
	(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用目的のソフト ウエアについては、見込利用可 能期間(5年以内)に基づく定額 法によっており、販売目的のソフトウエアについては、見込販売期間(3年以内)における見込 販売収益に基づく償却額と販売 可能な残存販売期間に基づく均 等配分額を比較し、いずれか大 きい額を計上する方法によって おります。	ウエアについては、見込利用可	(2)無形固定資産 同 左

	T		<u> </u>
項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日	前事業年度 (自 平成18年4月1日
模 日	至 平成18年4月1日	至 平成19年4月1日	至 平成18年4月1日
 3. 引当金の計上基準	【 (1)貸倒引当金		(1)貸倒引当金
3. 为自亚の司工基本	情権の貸倒れによる損失に備	同左	同左
	えるため、一般債権については	H Z	[H] ZL
	貸倒実績率により、貸倒懸念債		
	権等特定の債権については個別		
	に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。		
		(6)制日担封司以及	
	(2)製品保証引当金	(2)製品保証引当金	(2)製品保証引当金
	ソフトウエア等の保証対応に	ソフトウエア等の保証対応に	ソフトウエア等の保証対応に
	より発生する費用の支出に備え	より発生する費用の支出に備え	より発生する費用の支出に備え
	るため、実績率により将来の見	るため、実績率により将来の見	るため、実績率により将来の見
	込額を計上しております。	込額を計上しております。	込額を計上しております。
	なお、ソフトウエア等の保証		なお、ソフトウエア等の保証
	対応により発生する費用は従来		対応により発生する費用は従来
	作業等の発生時に費用計上して		作業等の発生時に費用計上して
	おりましたが、今後受注の増加		おりましたが、今後受注の増加
	が見込まれるため、当中間会計		が見込まれるため、当事業年度
	期間より、実績率による将来見		より、実績率による将来見込額
	込額を製品保証引当金として計		を製品保証引当金として計上す
	上することといたしました。こ		ることといたしました。
	れにより、当中間会計期間にお		これにより、当事業年度におけ
	ける営業損失、経常損失及び税		る営業利益、経常利益及び税引
	引前中間純損失は従来の方法に		前当期純利益は従来の方法によ
	よった場合と比べ、1,871千円		った場合と比べ、6,693千円それ
	それぞれ増加しております。		ぞれ減少しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移	同 左	同 左
	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に係る方法		
	に準じた会計処理によっておりま		
	す。		
5. 中間キャッシュ・フロー	手許現金、随時引き出し可能な	同 左	同 左
計算書(キャッシュ・フロ	預金及び容易に換金可能であり、		
ー計算書)における資金の	かつ、価値の変動について僅少な		
範囲	リスクしか負わない取得日から3		
	ヶ月以内に償還期限が到来する短		
	期投資からなっております。		

	項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
6.	その他中間財務諸表(財	(1)繰延資産の処理方法	(1)繰延資産の処理方法	(1)繰延資産の処理方法
	務諸表) 作成のための基	株式交付費	株式交付費	株式交付費
	本となる重要な事項	発生時に全額費用として処	発生時に全額費用として処	発生時に全額費用として処
		理しております。	理しております。	理しております。
		(追加情報)		(追加情報)
		「繰延資産の会計処理に関す		「繰延資産の会計処理に関する
		る当面の取扱い」(企業会計基		当面の取扱い」(企業会計基準
		準委員会平成18年8月11日(実		委員会平成18年8月11日(実務対
		務対応報告第19号))を適用し		応報告第19号))を適用しており
		ております。		ます。
		新株発行費は、当中間会計期		新株発行費は、当事業年度より
		間より株式交付費として表示		株式交付費として表示しており
		しております。		ます。
		なお、これによる損益に与え		なお、これによる損益に与える
		る影響はありません。		影響はありません。
		(2)収益及び費用の計上基準	(2)収益及び費用の計上基準	(2)収益及び費用の計上基準
		受託開発に係る売上高につい	同 左	同 左
		ては、工事進行基準を採用して		
		おります。		
		(3)消費税等の会計処理	(3)消費税等の会計処理	(3)消費税等の会計処理
		税抜方式によっております。	同 左	同 左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会		(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会
計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資		計基準) 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部
産の部の表示に関する会計基準」(企業会計		の表示に関する会計基準」(企業会計基準委
基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借		員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5
対照表の純資産の部の表示に関する会計基準		号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に
等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8		関する会計基準等の適用指針」(企業会計基
号 平成17年12月9日)を適用しておりま		準委員会 平成17年12月9日企業会計基準適
す。		用指針第8号)を適用しております。これに
これまでの資本の部の合計に相当する金額		よる損益に与える影響はありません。
は1,348,390千円であります。		従来の資本の部の合計に相当する金額は、
なお、当中間会計期間における中間貸借対		1,453,563千円であります。
照表の純資産の部については、中間財務諸表		なお、当事業年度における貸借対照表の純
等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表		資産の部については、財務諸表等規則の改正
等規則により作成しております。		に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成
		しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は
13,976千円であります。	17,730千円であります。	15,829千円であります。
※2. 消費税等の取扱い	※2. 消費税等の取扱い	* 2.
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相	同 左	
殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、		
流動負債の「その他」に含めて表示して		
おります。		

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
※ 1.			※ 1.	営業外収益のうち主要なもの 受取利息	835 千円	※ 1.	営業外収益のうち主要なもの 受取利息	461	千円
※ 2.	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 株式交付費	920 千 308		営業外費用のうち主要なもの 為替差損 支払利息	362 千円 319		営業外費用のうち主要なもの 支払利息 株式交付費	368	千円
% 3.			※ 3.	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 2	0,000 千円	※ 3.			
4.		2, 788 千 5, 655	4.	有形固定資産	2, 470 千円 4, 613			5, 629 8, 529	千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	85, 714	36	-	85, 750
合計	85, 714	36	-	85, 750

⁽注)発行済株式の普通株式の増加36株は、新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式(注)	85, 872	400	-	86, 272
合計	85, 872	400	-	86, 272

⁽注)発行済株式の普通株式の増加400株は、新株引受権及び新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加であります。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	85, 714	158	-	85, 872
合計	85, 714	158	-	85, 872

⁽注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株引受権及び新株予約権の行使によるものであります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度	
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日	(自 平成18年4月1日	
至 平成18年9月30日)	至 平成19年9月30日)	至 平成19年3月31日)	
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借	
中間貸借対照表に掲記されている科目の	中間貸借対照表に掲記されている科目の	対照表に掲記されている科目の金額との	
金額との関係	金額との関係	関係	
(平成18年9月30日現在)	(平成19年9月30日現在)	(平成19年3月31日現在)	
現金及び預金勘定 847,063 千円 現金及び現金同等物 847,063 千円	現金及び預金勘定 895, 821 千円 現金及び現金同等物 895, 821 千円	現金及び預金勘定 855,941 千円 現金及び現金同等物 855,941 千円	

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)
- (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額相当額(千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
有形固定資産 (工具器具備 品)	8, 518	6, 573	1, 945
ソフトウエア	6, 600	3, 300	3, 300
合 計	15, 118	9, 873	5, 245

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

不 性 回 リーヘ	科中间期末线向相目領
1年内	2,890千円
1年超	2, 578
合	計 5,469

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び支払利息相 当額及び減損損失

支払リース料1,600千円減価償却費相当額1,474支払利息相当額92

- (4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。
- (5)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額 相当額との差額を利息相当額とし、各期 への配分方法については、利息法によっ ております。

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料

1年内	39,887千円
1年超	3, 323
合計	43 211

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)
- (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)
有形固定資産 (工具器具備 品)	3, 854	3, 372	481
ソフトウエア	6, 600	4, 620	1, 980
合 計	10, 454	7, 992	2, 461

(2)未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	1,873千円
1 年超	705
合 計	2, 578

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び支払利息相 当額及び減損損失

支払リース料1,209千円減価償却費相当額1,141支払利息相当額44

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5)利息相当額の算定方法

同左

2. ———

前事業年度

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると 認められるもの以外のファイナンス・リー ス取引(借主側)
- (1)リース物件の取得価額相当額、減価償却 累計額相当額、減損損失累計額相当額及 び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
有形固定資産 (工具器具備 品)	8, 518	7, 387	1, 130
ソフトウエア	6, 600	3, 960	2, 640
合 計	15, 118	11, 347	3, 770

(2)未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額

1年内	2,537千円
1年超	1, 399
合 計	3, 937

(3)支払リース料、リース資産減損勘定の取 崩額、減価償却費相当額及び支払利息相 当額及び減損損失

支払リース料3,201千円減価償却費相当額2,949支払利息相当額161

(4)減価償却費相当額の算定方法

同左

(5)利息相当額の算定方法

同左

2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料

 1年内
 23,267千円

 1年超

 合計
 23,267

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありま せん。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券	
非上場株式	173, 951

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券 非上場株式	167, 552

前事業年度末(平成19年3月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額(千円)	
(1)その他有価証券		
非上場株式	181, 506	

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

当中間会計期間においてストック・オプション等を発行しておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

当中間会計期間においてストック・オプション等を発行しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当事業年度においてストック・オプション等を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)、当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)及び前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当社は、持分法を適用する関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

V 11 1 14 110					
前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
1株当たり純資産額 15,724円67銭	1株当たり純資産額 16,208円13銭	1株当たり純資産額 16,927円09銭			
1株当たり中間純損失金額 537円16銭	1株当たり中間純損失金額 1,139円57銭	1株当たり当期純利益金額 492円78銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利	潜在株式調整後1株当たり 490円45銭			
益金額については、潜在株式は存在するもの	益金額については、潜在株式は存在するもの	当期純利益金額 490円45號			
の1株当たり中間純損失であるため記載して	の1株当たり中間純損失であるため記載して				
おりません。	おりません。				
	l	1			

(注)1株当たり中間純損失金額(△)及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間純損失金額(△) 又は1株当たり当期純利益金額			
中間純損失(△)又は当期純利 益(千円)	△46, 049	△98, 180	42, 271
普通株主に帰属しない金額(千 円)	-	_	-
普通株式に係る中間純損失 (△)又は当期純利益(千円)	△46, 049	△98, 180	42, 271
期中平均株式数(株)	85, 727	86, 156	85, 781
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益金額 中間(当期)純利益調整額(千			
円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	_	_	407
(うち新株引受権) (うち新株予約権)		-	(86) (321)
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益金額の算定に含めなか った潜在株式の概要	旧商法第280条ノ19の規定に基づ く特別決議による新株引受権3種 類(新株引受権の数1,593株)。 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ 21の規定に基づく特別決議による 新株予約権2種類(当社普通株式 4,720株)。	旧商法第280条/19の規定に基づく特別決議による新株引受権3種類(新株引受権の数1,483株)。なお、この内、新株引受権1種類(新株引受権の数694株)につきましては、平成19年7月31日に行使期間満了に伴い、失効しております。 旧商法第280条/20及び第280条/21の規定に基づく特別決議による新株予約権2種類(当社普通株式4,632株)。	旧商法第280条/19の規定に基づ く特別決議による新株引受権 1 種 類(新株引受権の数292株)。 旧商法第280条/20及び第280条/ 21の規定に基づく特別決議による 新株予約権 1 種類(当社普通株式 3,992株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類 事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月25日北海道財務局長に提出。

(2)有価証券報告書の訂正報告書

平成19年7月20日北海道財務局長に提出。

事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(3)有価証券報告書の訂正報告書

平成19年8月24日北海道財務局長に提出。

事業年度(第10期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月14日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 剛司 印業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管 しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月14日

株式会社ソフトフロント

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 藤江 正祥 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鴫原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ソフトフロントの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ソフトフロントの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管 しております。